

工事説明会

東京都西部公園緑地事務所 倉庫棟ほか解体工事

第1回 令和5年3月24日(金)

第2回 令和5年3月26日(日)

説明会次第

- 1 開会
- 2 出席者紹介
- 3 開催挨拶
- 4 工事概要・工事期間中の遵守事項等
- 5 質疑応答
- 6 閉会挨拶
- 7 閉会

工事概要

【工事名称】

東京都西部公園緑地事務所 倉庫棟ほか解体工事

【工事場所】 東京都武蔵野市御殿山一丁目17番59号

【発注者】 東京都

【設計監理】 株式会社 大誠建築設計事務所

【受注者】 株式会社 道建

【工 期】 令和5年10月27日まで

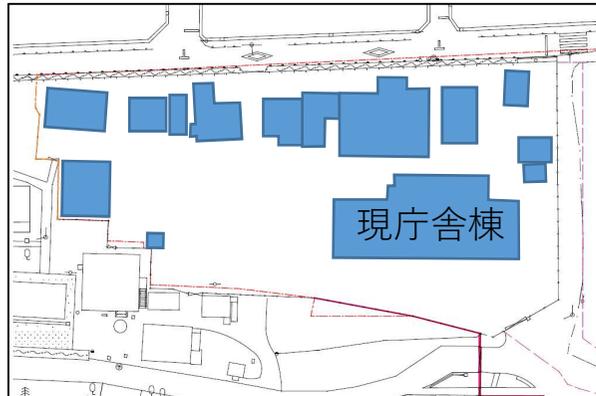
現場付近の見取り図



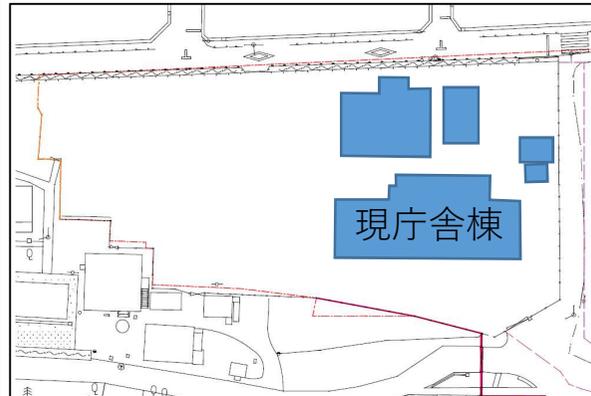
建物の解体・建設の流れ

【今回工事】

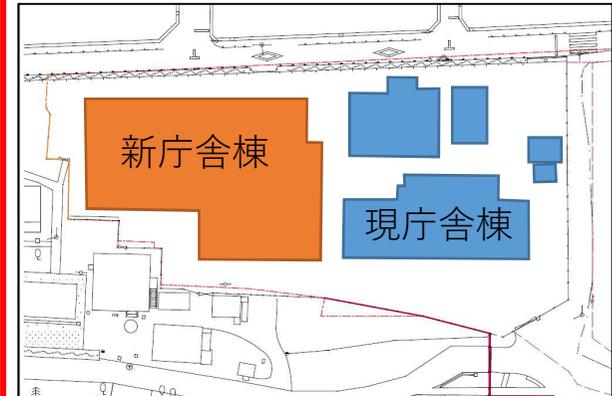
①現状



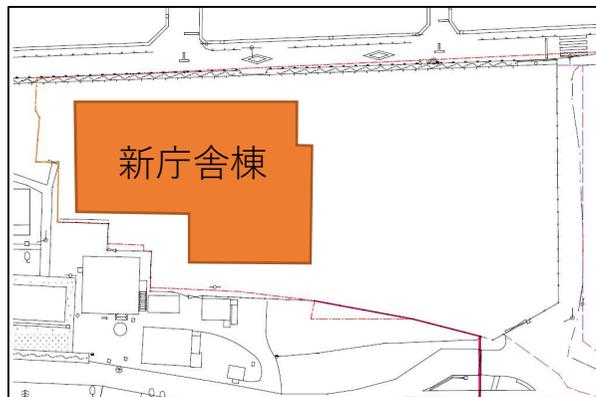
②倉庫棟ほかを解体



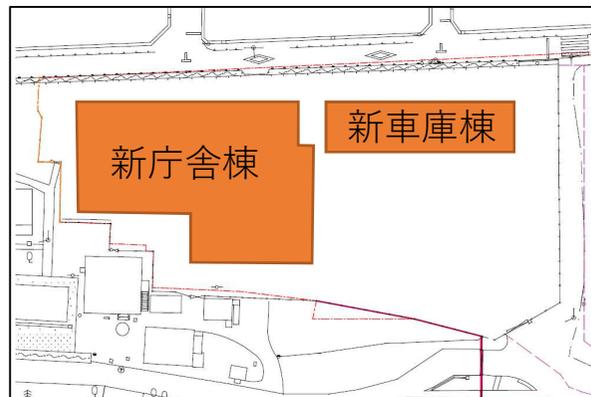
③新庁舎棟を建設



④現庁舎棟ほかを解体



⑤新車庫棟を建設



凡例

 既存の建物

 新規に建てる建物

新庁舎のイメージ

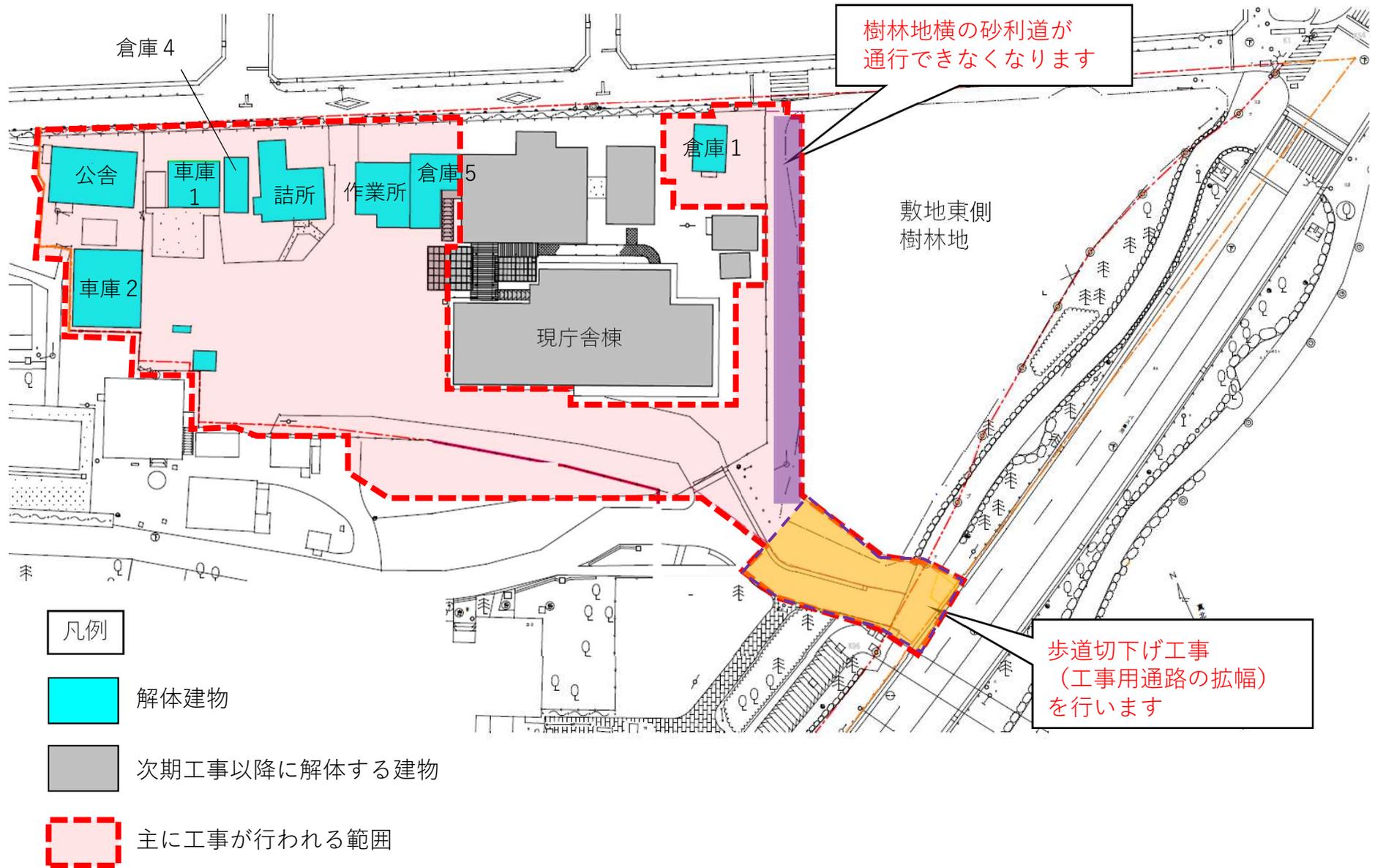


北側から見たイメージパース（参考図）

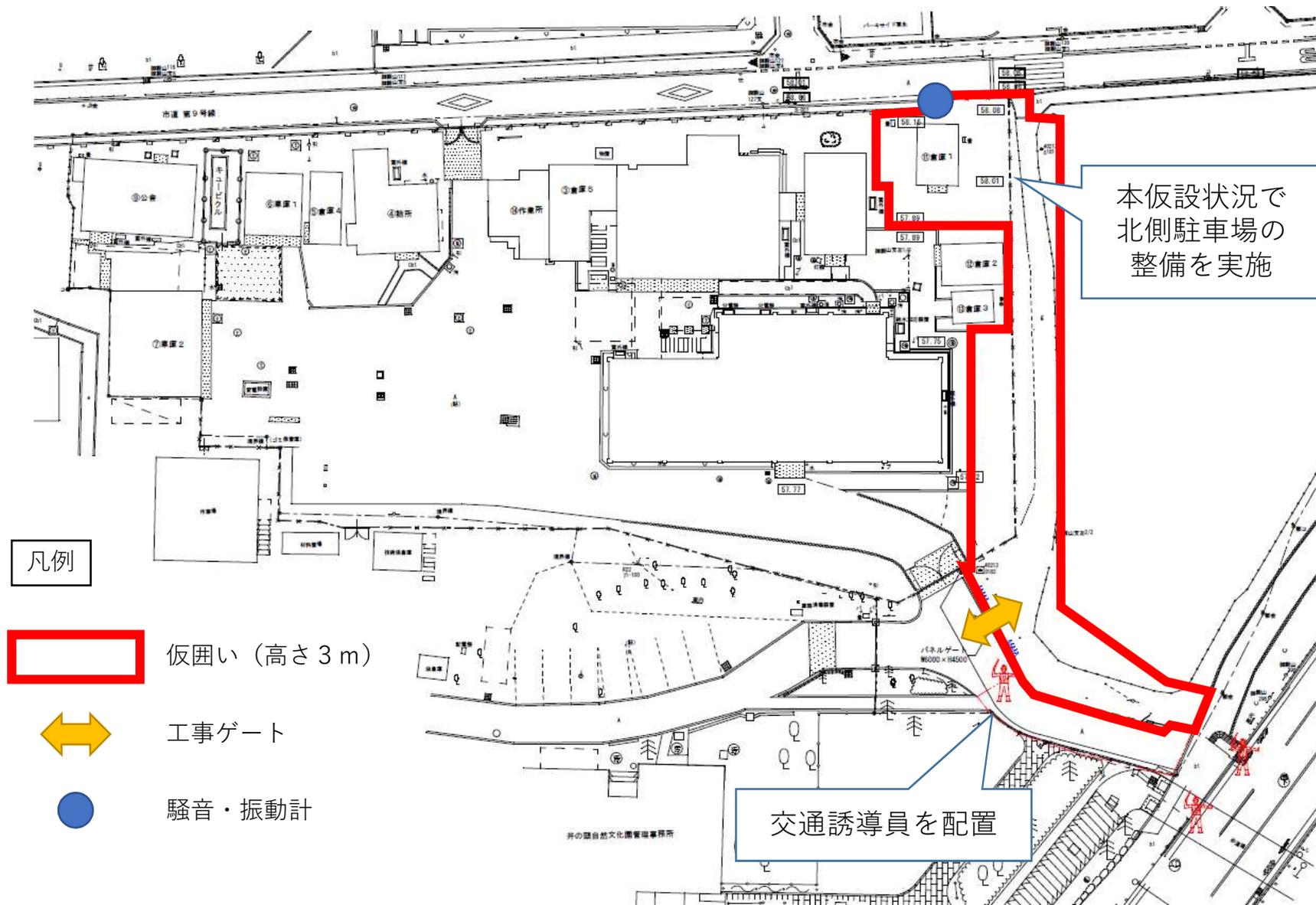
解体概要

倉庫 1	鉄骨造	平屋建	16.37m ²
倉庫 4	木造	平屋建	17.39m ²
倉庫 5	鉄骨造	平屋建	39.24m ²
車庫 1	木造	平屋建	30.62m ²
車庫 2	鉄筋コンクリート造	平屋建	72.00m ²
公舎	木造	平屋建	66.37m ²
詰所	木造	平屋建	53.71m ²
作業所	鉄骨造	平屋建	32.29m ²
その他	歩道の切下げ・電気設備の撤去・樹木伐採等		

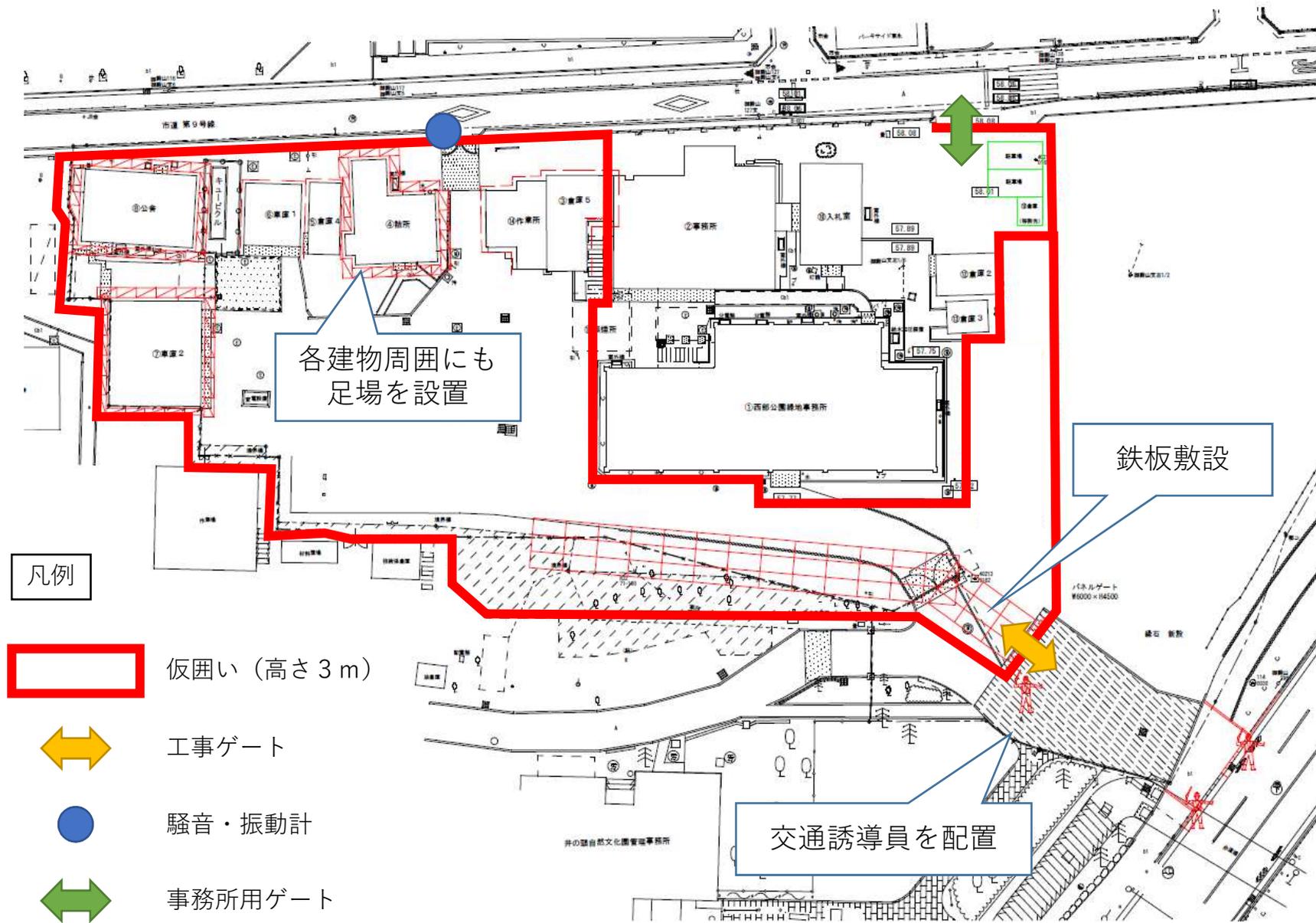
解体概要



仮設計画① 歩道切下げ工事完了前



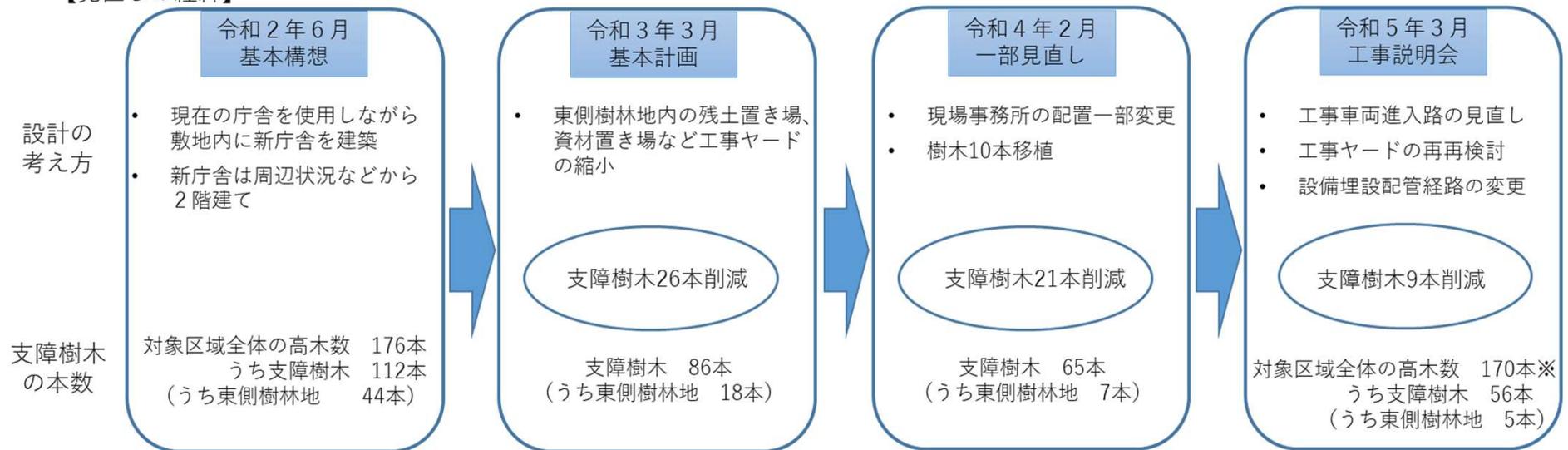
仮設計画② 歩道切下げ工事完了後



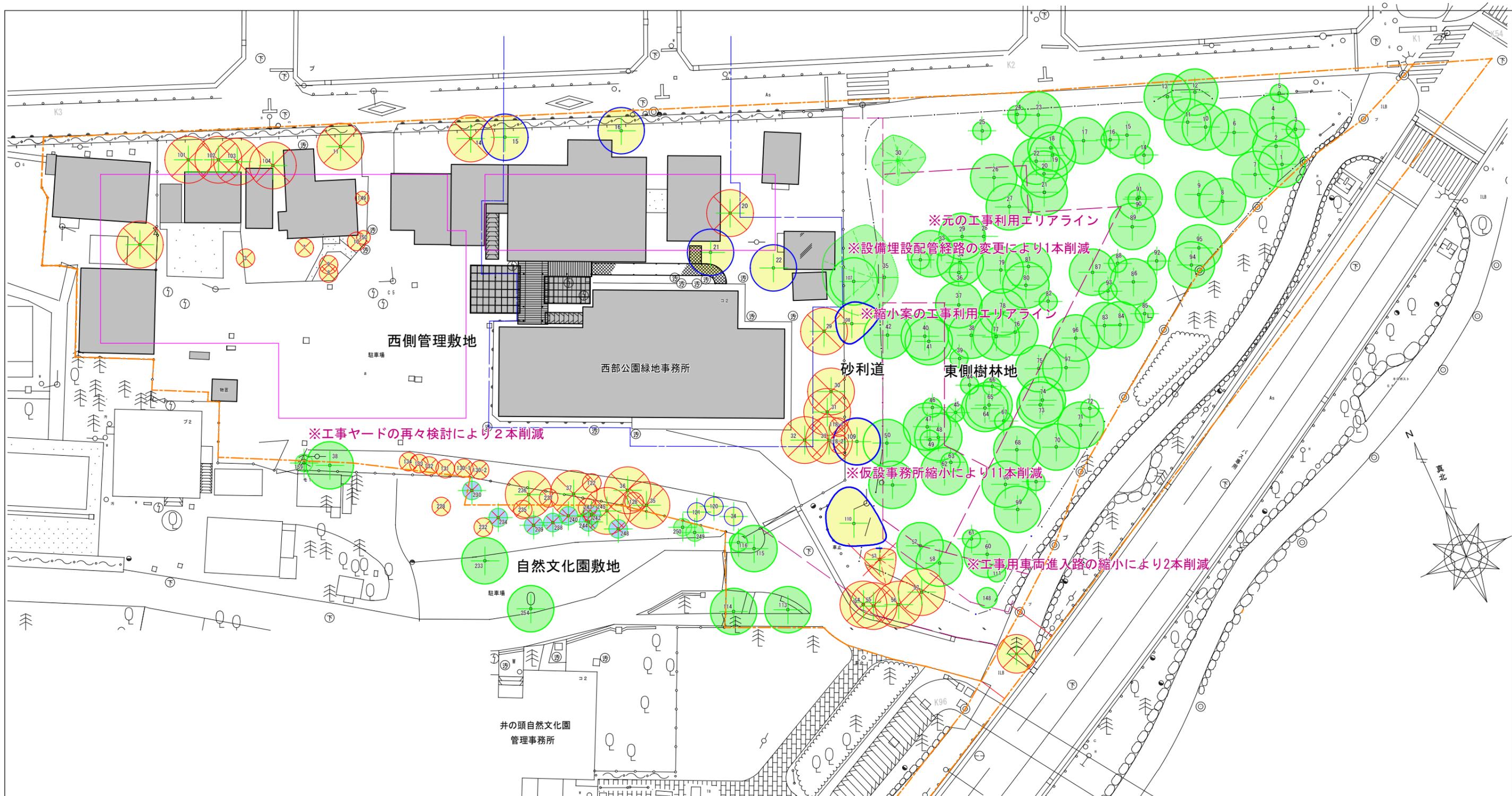
西部公園緑地事務所庁舎建替えに伴い支障となる樹木の取扱いについて

- 西部公園緑地事務所は、多摩地域における都立公園・緑地・霊園の整備や維持管理などを所管しております。
- 庁舎建物は築50年を超え老朽化が進んでいるため、建替えを行うこととしました。
- 建替えに当たりましては、現在の庁舎を使用しながら敷地内に新庁舎を建築することにより、仮設庁舎が不要で、公園利用への影響も少ない計画としております。
- 新庁舎の位置や工事区域に重なるなどにより支障となる樹木を最小限にするため、設計の進捗に合わせて見直しを行いました。
- 見直しの内容につきましては、近隣にお住まいの方などへのご説明を行うとともに、事務所HPに掲載し、公表しております。

【見直しの経緯】



※期間中の樹木の増減を反映しています。



□凡例

- : 既存建物を示す
- : 新築建物外形ラインを示す
- : 撤去範囲ラインを示す
- : 敷地境界ラインを示す

- : 残置する既存樹木を示す
- : 支障となる既存樹木を示す
- : 移植する既存樹木を示す
自然文化園敷地内指定地へ移植すること
※238は指定場所へ移植のまま、他は本工事外で再度駐車場へ再移植
- : 今回工事では支障とならないが、別途工事にて支障となる樹木を示す

樹木位置図

①北側道路沿いの範囲
建物解体及び新築工事にて根を切ってしまうため、将来倒れる恐れがあるため

③受水槽、門扉塀設置のため

④歩道状空地設置のためセットバックするため

②建物掘削・設備配管埋設のため

⑤新築範囲と重なるため

西側管理敷地

西部公園緑地事務所

砂利道

東側樹林地

⑧現場仮設事務所・仮置き土エリアのため

⑨工事車両出入のため

クレーン設置位置

自然文化園敷地

⑦工事車両転回、資材置場のため

仮囲い
工事に必要なライン

自然文化園
高所作業車回転場

⑥工事車両転回、資材置場のため

仮囲い
工事に必要なライン

井の頭自然文化園
管理事務所

⑩工事車両出入のため

- 凡例
- : 既存建物を示す
 - ▨ : 新築建物外形ラインを示す
 - (点線) : 山留計画ラインを示す
 - (虚線) : 設備配管埋設範囲を示す
 - (青) : 撤去範囲ラインを示す
 - (黄) : 敷地境界ラインを示す
 - (点線) : 将来工事での新設樹木を示す

- (黒) : 残置する既存樹木を示す
- (赤) : 支障となる既存樹木を示す
- (青) : 移植する既存樹木を示す
自然文化園敷地内指定地へ移植すること
※238は指定場所へ移植のまま、他は本工事外で再度駐車場へ再移植
- (黄) : 今回工事では支障とならないが、別途工事にて支障となる樹木を示す

支障理由説明図

アンケートご協力をお願い

西部公園緑地事務所の庁舎建替えに伴い、工事期間中に支障となる建物北側道路（八丁通り）沿いの樹木を撤去し、新庁舎建築後、新たに6本の樹木を植栽する予定です。

新たに植栽する樹木の種類については、近隣にお住まい皆さまのご意見を伺いながら、検討を進めていきたいと考えております。

つきましては、以下のアンケートにてご意見をお寄せいただければ幸いです。

■実施期間：令和5年6月30日（金）まで

■回答方法：下記のURL又はQRコードで回答フォームにアクセスのうえ、ご回答ください。
(URL)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1678777974567>

(QRコード)

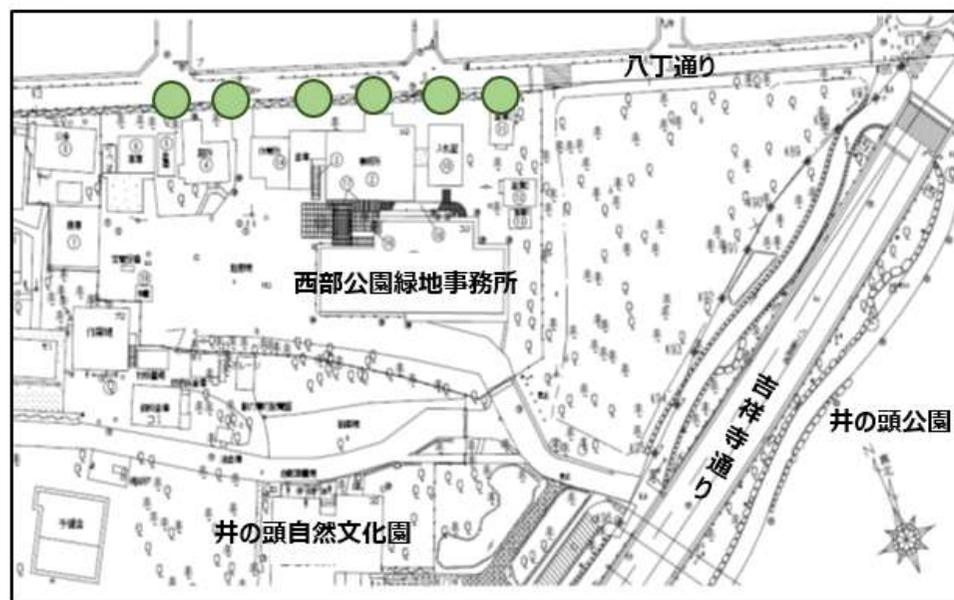


■アンケート項目

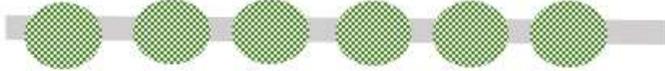
●メールアドレス

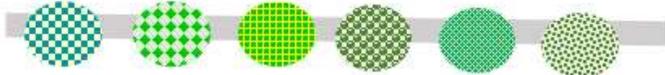
二重回答防止のため、メールアドレスのご登録をお願いいたします。

■植栽箇所（おおよその場所）



●植栽パターン（次のパターンから選択してください。）

 **パターンA**：すべて同じ樹種

 **パターンB**：すべて違う樹種

 **パターンC**：2種類を交互

パターンD：その他（具体的に)

●樹種について（イメージにあうものを選んでください（複数回答可）
具体的樹種名があればご記入ください。

- 1.落葉樹（樹種名)
- 2.常緑樹（樹種名)
- 3.花が咲くもの（花の色：)
（樹種名)
- 4.紅葉するもの（樹種名)
- 5.葉が大きい（樹種名)
- 6.葉が小さい（樹種名)
- 7.上記の項目に関係なく良いと思われる樹種があれば、ご記入ください。

樹種名

工事工程表（予定）

内 容	2023年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	工期
工事準備・仮設工事 ※近隣説明会 ※家屋調査 ※仮囲い工事	事前調査							事後調査	
北側駐車場の整備									
歩道切下げ工事 ※樹木伐採・伐根 ※進入路舗装工事 ※歩道切下げ工事									
アスベスト撤去工事 ※アスベスト事前調査 ※撤去工事									
建物解体工事 ※内装解体工事 ※建屋解体工事 ※外構解体工事									
樹木伐採・伐根・移植 ※移植 ※伐採・伐根・整地									
外構工事・整地・仮設撤去									
産業廃棄物の搬出									
重機の搬出入									

※各工程につきましては、工事状況により前後する可能性があります。

1. 作業時間及び休日について

作業時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前8時から午後5時まで（午前7時～8時は作業準備及び点検、午後5時～6時は後片付け及び清掃等を実施）とし、土曜日・日曜日・祝祭日は休工といたします。

【1日の作業イメージ】



1. 作業時間及び休日について

なお、次のような理由等により、作業日時を変更する場合があります。

そのような場合、近隣の皆様には、お知らせ看板（後述）に掲示する等の方法でご連絡させていただきます。

【作業日時の変更を必要とする主な理由】

(イ) 所轄警察署から特別の指示のあるもの

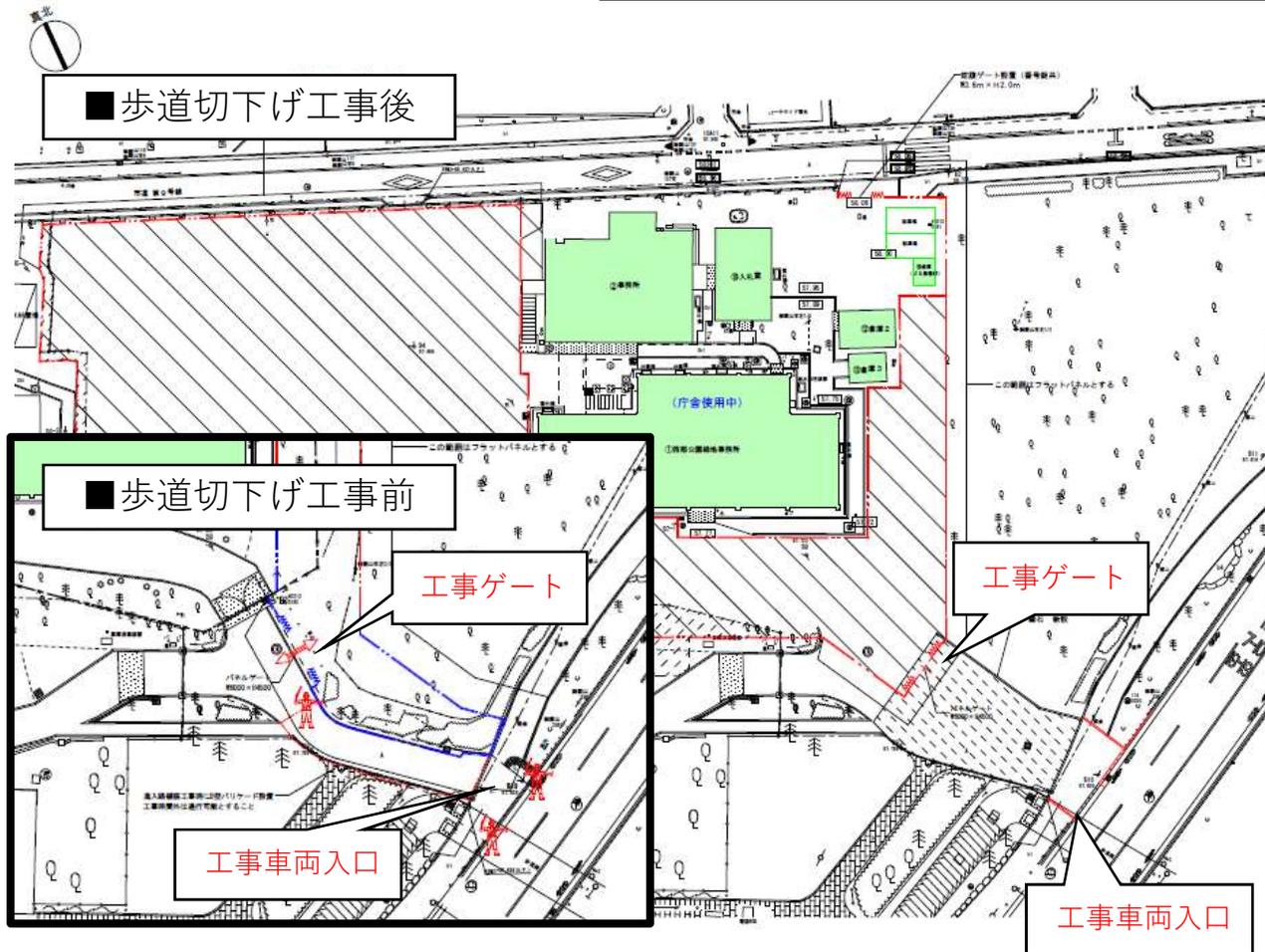
(ロ) 台風、地震等の災害時、やむをえない事情のもの

2. 工事車両について

- (イ) 工事関係車両は、バス通りの歩道橋手前から敷地に入り、仮設の工事ゲートを設けて搬出入します。
また、通行に際しては、所轄警察署と打ち合わせを行い、その指示に従うとともに、周辺道路の規制を遵守します。
- (ロ) 工事車両の出入りに伴う近隣の方々の通行の安全を守るため、徐行を徹底するとともに、交通誘導員を配置し適切な配慮を行います。
また、朝の通勤時間帯（7時30分～8時30分）は作業員の通勤車両を除き、工事車両の通行は行いません。
- (ハ) 工事車両は周辺道路に駐車いたしません。
- (ニ) 重機搬出入は安全確保と交通渋滞防止の為に早朝の通行とさせていただきます。その際には工事のお知らせ看板にて事前にお知らせします。

2. 工事車両について

工事車両搬出入経路図



工事車両入口の
現在の様子

工事ゲートや工事車両入口には、交通誘導員を配置します。

3. 危険防止について

(イ) 解体する建物の周囲には、防音パネル等を設置し、飛散・落下物等による事故を防止します。

(ロ) 工事エリアの周囲には仮囲いを設置し、適宜交通誘導員を配置します。



仮囲いの例

(ハ) 作業所内には消火器等を常備し、万全の火災防止対策を講じます。

(ニ) 工事に伴い、近隣の上下水道・電気・ガス等の使用に支障をきたすことのないよう、各管理者と事前協議を行います。

4. 騒音・振動の抑制について

工事機械や車両等は、低騒音、低振動、排ガス規制対策型機械を採用し、騒音振動を抑制すると共に、使用にあたっては関係法令を遵守します。

また、工事期間中は、仮囲いに騒音・振動計を設置し、工事の影響がわかりやすいようにします。



(例) 超低騒音型マーク

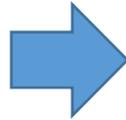


(例) 騒音振動計の設置

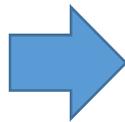
5. 建物解体の流れ



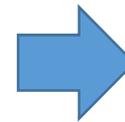
アスベスト除去工事



内部造作撤去



躯体解体



整地作業

各作業中に発生した発生材は、種類ごとに分別して随時搬出します。※本工事では、地上部と基礎を解体します。

6. アスベスト除去工事

アスベスト除去の際は、事前に工事看板にてお知らせします。
関係法令に基づいて関係官庁への届出を行います。
石綿作業主任者を選任し、飛散防止措置を行った上で、慎重に作業を行います。近隣の皆様及び作業員に健康被害を与える事のないよう、安全に撤去いたします。

レベル1 粉じんの発生が著しく高い	アスベスト含有 吹付け材 ※今回の解体建物では確認されていません
レベル2 粉じんの発生が高い	アスベスト含有 保温材・断熱材 ※今回の解体建物では確認されていません
レベル3 粉じんの発生が低い	アスベスト含有 成形板・塗材等 解体建物の外壁吹付塗材 天井材・壁材の一部等

今回工事該当

6. アスベスト除去工事

アスベスト含有成形板等（レベル3）撤去手順

- ① 除去作業場所の外部扉・窓等を閉鎖します。開口部は養生し、外部への飛散を防ぎます。出入口には立入禁止表示を設けることで、関係者以外の立入りを禁止します。



立入禁止表示

- ② 成形板は割れによる飛散を防ぐため、飛散防止剤の散布等により、湿潤状態を保ちます。



飛散防止剤の散布

6. アスベスト除去工事

③手作業にて建材の撤去を行います。



手壊しの様子

④関係法令に基づき適切に処分します。



袋詰作業



集積



積込・搬出

6. アスベスト除去工事

アスベスト含有塗装材（レベル3）撤去手順

- ①建物周囲を外部足場で囲い、ビニールシート養生により閉塞して、外部飛散を防止します。
出入口には立入禁止表示を設け、関係者以外の立ち入りを禁止します。



- ②吸引式超高压水洗工法（※）により、塗装材を除去します。除去後の躯体面には飛散防止剤を塗布します。

※超高压の水により塗装材の湿潤・はくり・吸引を同時に行う工法



- ③関係法令に基づき適切に処分いたします。

7. 内部造作撤去



内部造作を人力で撤去し、種類ごとに分別して搬出します。
廃材は中間処理場にてリサイクルされます。

8. 躯体解体

躯体コンクリート解体は「圧砕工法」等で行います。
振動・騒音が比較的少ない工法です。

解体時は、建物への散水を行い粉じんの飛散の抑制に努めます。

解体中の粉じん・騒音を抑えるために、足場に防音パネルを設置します。



(例) 散水施工



(例) 防音パネル養生

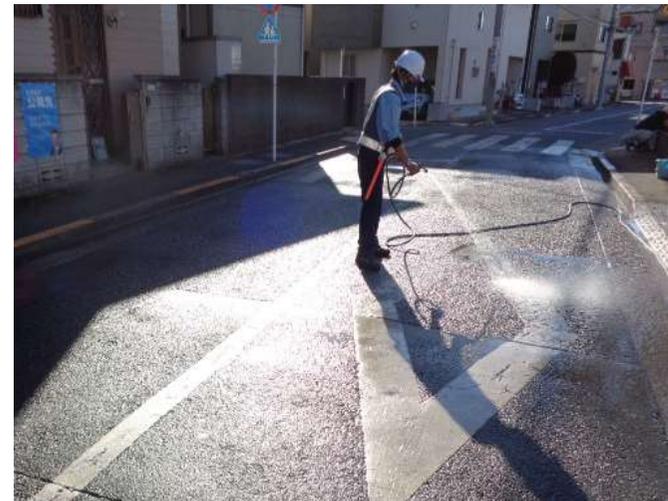
9. 敷地周辺の環境等について

敷地周辺の道路や歩道を、タイヤに付着した土等で汚損することの無いよう、必要に応じて工事ゲートにて出場時のタイヤ洗浄を行います。

敷地周辺は常に清掃を心がけ、きれいな環境づくりを行い、作業員の教育を徹底し、近隣の皆様へ迷惑とならないよう指導いたします。



タイヤ洗浄の様子



敷地周辺清掃の例

9. 敷地周辺の環境等について

工事の進捗状況やご近隣の皆様へのお知らせは、「お知らせ看板」に掲示いたします。



(例) お知らせ看板

10. 家屋調査について

工事に際しましては、細心の注意を払い、家屋等に影響を及ぼさないよう工事を進めてまいります。万が一、家屋等に損傷が生じた場合に、本工事との因果関係を判断するため、工事着工前・後に家屋の状況調査を実施いたします。

解体する建物に比較的近い家屋（概ね30m以内）を対象として、別途家屋調査のお知らせを配布致します。

調査内容の確認や上記以外での調査のご希望がある場合は、現場代理人までご連絡ください。

11. 工事の管理について

工事完了まで下記の工事責任者を常駐させ、皆様からのご要望・ご意見の窓口といたします。

責任者：株式会社 道建
現場代理人 鳥居 卓生

会社TEL：03-5878-0610

以上が工事概要及び工事計画等に関するご説明となります。
何卒、皆様方の本工事に対する格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

12. 問合せ先

[工事に関して]

- 株式会社 道建
現場代理人：鳥居 卓生
会社連絡先：03-5878-0610
- 東京都財務局建築保全部施設整備第一課
担当：伊藤・島崎
電話：都庁代表 03-5321-1111 内線 27-828

[建て替え計画に関して]

- 東京都建設局総務部用度課
担当：内藤・中村
電話：都庁代表 03-5321-1111 内線 40-271

[事務所業務に関して]

- 東京都西部公園緑地事務所庶務課
担当：亀井・生越
電話：0422-47-0111

ご清聴ありがとうございました

質疑応答に移りますので、ご質問のある方は
挙手にてお知らせください。